(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6月 20日

神戸市長 宛

提出者

住所 神戸市中央区楠町7丁目5番2号

氏名 神戸大学医学部附属病院

病院長 黒田 良祐

電話番号 078-382-5120

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	0	り	名	称	神戸大学医学部附属病院
事	業	場	の	所	在	地	神戸市中央区楠町7丁目5番2号
計		画		期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当該	当該事業場において現に行っている事業に関する事項						
	①事	業の	種类	頁			8311 一般病棟

	四	つれ7年4月1日~〒和8年3月31日 						
診	該事業場において現に行っている事業に関する事項							
	①事業の種類	8311 一般病棟						
	②事業の規模	934床(令和6年度末時点)						
	③従業員数	2,282人(令和6年5月時点)						
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	・7300感染性廃棄物 収集運搬: ㈱衛生センターに委託、当院の指定保管場所より回収。 中間処理: ㈱衛生センターに委託、梱包された状態のまま焼却。 最終処分: ㈱環境クリーンに委託、埋立処理。						

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
	(管理体制図)							
		Filler of L. L. In						
		万月和艾0	のとおり					
特別	管理産業廃棄物の排							
1 4 7 4	【前年度(令和 6年度)実績】							
		I	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	乗物				
		排出量	571.5	t	t			
	() #B.(b)	<u> </u>	※日 <i>)</i>					
	①現状	産業廃棄物(血液等の付着		4. 性廃棄	物)と特別管理産業			
		廃棄物(感染性廃棄物)と						
		減に努めた。						
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃到	E 物				
		排出量	571. 5	t	t			
	○ 乳. 両	(今後実施する予定の取	 糸目)					
	②計画	安全のための慎重な取り		業廃棄物	物(血液等の付着して			
		いない非感染性廃棄物)と特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)との分別						
		を一層徹底し、排出量の削減に努める。						
特別	川管理産業廃棄物の分	別に関する事項						
		(分別している特別管理	産業廃棄物の種類	及び分別	別に関する取組)			
		病院内の所定位置に段ボ						
	①現 状	ク製(鋭利なものを廃棄) 別回収を行っている。	の2種類の感染性	廃業物 !	専用容器を設直し、分			
		131 N C 11 2 C C 00						
		(A fata and a superior					
		(今後分別する予定の特別	川管理産業廃棄物の	り種類及	び分別に関する取組)			
		特になし						
	②計画							

【前年度(令和 6年度	:\ /// v= 1				
特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t				
(これまでに実施した取 特になし	組)				
【目標】	【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t				
特になし	祚旦 <i>)</i>				
特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t				
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t				
(これまでに実施した取組) 特になし					
 【目標】					
特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物				
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t				
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t				
(今後実施する予定の取特になし	組)				
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取特になし 【目標】 特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取特になし (今後実施する予定の取特になし (今後実施する予定の取特になし (本) 「前年度(令和 6年度 特別管理産業廃棄物の量 自ら熱回収を発廃棄物の量 自ら計管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取特になし 【目標】 特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取特になし 【目標】 特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取特にない。 (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでに実施した下取りが、) (これまでによりが、) (一分後実施する予定の取り、)	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量			

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
【前年度(令和 6 年度)実績】							
		特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物					
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量 0 t t					
	①現状	(これまでに実施した取組) 特になし					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物					
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量 0 t t					
	②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし					
特別	川管理産業廃棄物の気	四理の委託に関する事項					
		【前年度(令和 6 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物					
		全処理委託量 571.5 t t					
		優良認定処理業者への 処理委託量 571.5 t					
		再生利用業者への 処理委託量 0 t t					
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量 0 t					
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 0 t t 処理委託量 t					
		(これまでに実施した取組) 安全のため全量焼却であり、最終処分されるまでの責任を負うため、現 時点での再生利用は困難である。					

(第5面)

I	(第 5)			
	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃	棄物		
	全処理委託量	571.5	t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	571. 5	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	0	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	t	
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	t	
	(今後実施する予定の取特になし	組)			
	【前年度(令和6年度実績】				
	特別管理産業原排出(ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量 を除く。)		t	
電子情報処理組織の使 用に関する事項	(今後実施する予定の取 排出事業者:国立大学法		「電子マニフ	ェスト導入済	
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(管理体制図)

